

第 5 3 号議案

亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年亀岡市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、「京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条

第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「若しくは第15項の規定」を「若しくは第15項」に改め、「いう。）に」の次に「、」を加える。

第16条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第16条の2から第16条の5の2までを次のように改める。

第16条の2から第16条の5の2まで 削除

第16条の6中「又は第16条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）」を削る。

第16条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、京都府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項

の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第16条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条の6の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第16条の6の6から第16条の6の9までを次のように改める。
第16条の6の6から第16条の6の9まで 削除

第16条の6の10中「又は第16条の6の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第16条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条において同じ。）」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改める。

第16条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第19条第1項中「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」、
「、第16条の2」及び「若しくは第16条の6の6」を削り、
「減少した場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第16条の5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第16条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第16条の6の6」及び「若しくは第16条の5」を削る。

第20条第1項中「又は第16条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3

項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項中「又は第16条の2」を削る。

第20条の3第1項中「又は第16条の5」を削り、同条第3項中「又は第16条の5」、「又は第16条の6の8」及び「、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第16条の5」を削り、同条第6項中「又は第16条の5」、「又は第16条の6の8」及び「、「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と」を削る。

第20条の4第1項中「又は第16条の2」を削り、同条第3項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第16条の2」を削り、同条第7項中「又は第16条の2」及び「又は第16条の6の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第16条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に基づく国民健康保険法の一部改正により退職者医療制度が廃止されること等に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
 - (1) 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を240,000円（現行220,000円）に改めること。
 - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を295,000円（現行290,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を545,000円（現行535,000円）に改めること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。